

My City Report コンソーシアム 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当コンソーシアムは My City Report コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

2 通称表記は「MCR コンソーシアム」とする。

3 英語表記は「My City Report Consortium」とする。

(定義)

第2条 My City Report（以下「MCR」とする。）とは、国立大学法人東京大学（以下「東京大学」とする。）、合同会社 Georepublic Japan（以下「Georepublic」とする。）、株式会社アーバンエックステクノロジーズ（以下「アーバンエックス」とする。）および一般社団法人社会基盤情報流推進協議会（以下「AIGID」とする。）の四者で開発を行うと共に、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の委託研究「ソーシャル・ビッグデータ利活用・基盤技術の研究開発」から支援を受けて構築された、市民投稿機能や AI 等を用いた道路管理機能を含む市民協働プラットフォームをいう。

(事務所)

第3条 本コンソーシアムは、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本コンソーシアムは、総会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本コンソーシアムは、地域課題に関する市民の声を積極的に拾い、市民参加を促すための市民協働プラットフォーム「MCR」を普及促進し、参加地域・団体の課題解決を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) MCR の利用に向けた整備、運用及び支援
- (2) MCR の利用促進に向けた普及活動
- (3) その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(コンソーシアムの構成員)

第6条 本コンソーシアムには、次の会員を置く。

- (1) 国・自治体会員
- (2) 法人会員

2 各会員の権利義務等は、総会で定める会員規程による。

(入会)

第7条 本コンソーシアムの会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

2 入会基準及び入会手続に関する細則は、総会で定める会員規程による。

(入会金及び会費)

第 8 条 各会員は、本コンソーシアムの事業活動及び事業運営に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎事業年度、総会で定める会員規程に従って、入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 9 条 会員は、別途定める退会届を提出して、退会することができる。

2 会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 後見開始または補佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人または団体が解散し、または破産したとき。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本コンソーシアムの定款その他の規程に違反したとき。
- (2) 本コンソーシアムの名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するときは、会員資格を失う。

- (1) 所定期間内に本コンソーシアムが定める会費その他の負担金を納めなかったとき。
- (2) 総会員の同意があったとき。
- (3) 死亡したとき、又は解散したとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 会員がすでに納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 総会及び連絡会

(構成)

第 13 条 総会及び連絡会は、会員及び事務局をもって構成する。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会長及び監事の選任及び解任
- (3) 定款及び規程の変更
- (4) 収支報告書の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして、この定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、事業年度最終月に 1 回開催する。また、臨時総会は必要がある場合に開催する。

2 連絡会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 総会及び連絡会は、会長が招集する。

2 総会及び連絡会を招集する場合には、その目的たる事項、内容、日時及び場所を示し、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会及び連絡会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 会員は、各 1 個の議決権を有する。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 会長又は監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

3 会長又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(書面による議決権の行使及び議決権の代理行使)

第 20 条 総会に出席することができない会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第 21 条 総会及び連絡会の議事については、議事録を作成する。

第 5 章 役員等

(役員の設置)

第 22 条 本コンソーシアムは、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 監事 1 名

(役員の選任)

第 23 条 会長及び監事は総会の決議によって選任する。

2 会長及び監事は、会員または事務局の中から選定する。

(会長の職務及び権限)

第 24 条 会長は、この定款で定めるところにより、本コンソーシアムを代表し、業務を総括する。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、本コンソーシアムの会計処理を監査する。

2 監事は、いつでも会長及び事務局長に対して、財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 会長の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

(役員の解任)

第 27 条 会長及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 28 条 本コンソーシアムの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、東京大学、アーバンエックスス、株式会社ゼンリンおよび AIGID の四者とする。

3 事務局長は、会長が任免する。

4 事務局は、会員の管理、活動に係る事務等を行う。

5 事務局は、本コンソーシアムの円滑な運営を図るため、事務局会議を開くことができる。

6 事務局会議は、事務局長が招集する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 29 条 本コンソーシアムの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 30 条 本コンソーシアムの事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書を会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第 31 条 本コンソーシアムの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号までの書類についてはその内容を報告し、第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 収支報告書

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会

員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第33条 本コンソーシアムは、総会の決議で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 本コンソーシアムが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議によるものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第35条 本コンソーシアムの公告は、MCR のホームページにより行う。

附 則

第1条 この定款は、2019年3月27日から施行する。

第2条 第30条の規定による事業計画および収支予算にかかる総会の承認は、コンソーシアム設立後の最初の事業年度に限り、事業年度開始後最初に開催する総会において行うものとする。

附 則

第1条 この定款は、2020年11月1日から施行する。

附 則

この定款は、2023年10月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、2025年3月27日から施行する。

附 則

この定款は、2026年7月1日から施行する。

制定：2019年03月27日
改訂：2020年10月22日
改訂：2023年10月26日
改訂：2025年03月27日
改訂：2026年06月25日